

長野県地域見守り活動（しあわせ信州見守り活動）に関する実施要領

（目的）

第1条 長野県地域見守り活動（通称を「しあわせ信州見守り活動」とし、以下「本活動」という。）は、日常業務において高齢者宅などを訪問したり、地域を巡回する機会が多い民間事業者等と関係機関が協力・連携し、孤立死等を未然に防ぐなど、高齢者等の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域見守り活動 県民の孤立死等を防ぐための次条から第7条までに規定する活動をいう。
- (2) 民間事業者等 本活動の趣旨に賛同し、日常の業務の範囲内において地域見守り活動への協力を行う民間事業者及び団体（公共的団体を含む。）をいう。
- (3) 市町村 本活動の趣旨に賛同し、地域見守り活動に係る市町村窓口を定めた市町村をいう。

（本活動の内容）

第3条 民間事業者等は、第1条の目的を達成するため、住民の異変に関する情報を所管の市町村窓口に連絡し、当該住民に対する速やかな安否確認及び必要な支援につなげるよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、住民の異変に対して明らかに緊急に対処する必要があると認められる場合は、直ちに警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。

（民間事業者等の役割）

第4条 民間事業者等は、通常業務を通じて異変を察知した場合には、自らの業務に支障のない範囲で、必要に応じて所管の市町村窓口へその状況を連絡するよう努めるものとする。ただし、窓ガラス越しに倒れている人の姿が確認できる場合など、緊急に対処する必要があると認められるときは、直ちに警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。なお、異変を察知する場合としては、たとえば次のような状況が考えられる。

- (1) 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が数日間溜まっている。
- (2) 数日にわたって庭先に洗濯物が干したままである。
- (3) 幾晩も続けて屋内の電灯が点灯しない。
- (4) 日中、電灯が点灯したままである。
- (5) その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられる。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、住民の異変に関する連絡を受けた場合、必要に応じて当該地域の民生委員・児童委員及び警察署又は消防署と連携・協力して、速やかに安否を確認するものとする。

2 市町村は、前項の安否確認後、必要に応じて民生委員・児童委員と連携・協力のうえ、以後の見守りや各種サービスの利用等に向けた相談支援を行うものとする。

(民生委員・児童委員の役割)

第6条 民生委員・児童委員は、日常の職務の中で異変を察知した場合には、必要に応じて、所管の市町村窓口に連絡するものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署に通報するものとする。

2 民生委員・児童委員は、市町村から求められた場合には、前条第1項の安否確認及び同条第2項の相談支援について、協力するよう努めるものとする。

(県の役割)

第7条 県は、広域的に活動する民間事業者等に対し、第4条に規定する活動に対する協力を求め、本活動に関する協定を締結するものとする。

2 県は、本活動の趣旨を県内に広く周知するとともに、市町村の本活動の円滑な実施を確保するため、市町村に対する情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、長野県民生児童委員協議会と相互の連携を強化し、本活動の円滑な実施に必要な体制を整備するため、本活動に関する協定を締結するものとする。

4 県は、民間事業者等と相互に連携し、本活動の円滑な実施を確保するため、民間事業者等に対する情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 本活動のすべての実施主体は、本活動の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月4日から施行する。